が疾対第 1431 号 令和 5 年 5 月 1 日

県内各透析医療機関の長 殿

神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課長 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症透析患者について

日頃より、新型コロナウイルス感染症に係る対策に御協力賜り、厚く御礼申し上げます。 今年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の類型見直しが予定されていた ことを踏まえ、2月24日付け通知により、入院調整について、各ブロックのコーディネー ターによる調整から、平時の診療連携を活用した調整に変更したところです。

このたび、5月8日以降は以下のとおり対応することとしますので、御協力くださいますようお願いいたします。病院の皆様におかれましては透析加療中の患者の入院に引き続きご協力くださいますよう改めてお願い申し上げます。

1. 入院調整について

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、<u>感染症法に基づく行政による</u> 入院調整は終了します。平時の診療連携を活用した調整をお願いします。

透析版 kintone は、医療機関間での入院調整の際に確認するため、引き続き閲覧可とします (川崎ブロック以外)。お忙しいところ恐縮ですが、透析版 kintone の情報は最新のものに更新をしていただきますようお願いいたします。

医療機関間での調整が不調の場合、以下のコーディネーターに相談することができます。 なお、相談の受付は平日9時から17時までです。

川崎ブロック:川崎市透析災害対策協議会

全県コーディネーター:横浜市立大学附属病院

※医療の逼迫を避けるため、2月24日付け通知でお示しした「重症度に応じた対応について」を参考に、入院の必要性の判断は慎重に行っていただくようお願いいたします。

2. 外来通院透析における搬送について

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、<u>感染症法に基づく公費搬送は原則として終了します。</u>今後は、公共交通機関、家族による送迎、医療機関による送迎、福祉タクシーなどの利用を検討してください。(5類感染症になると、外出制限が無くなり、感染時でも、公共交通機関やタクシーを利用することができるようになります。)

なお、例外的な搬送需要への対応については、患者所在地が保健所設置市所管域の場合は、 各保健所設置市による対応となりますので、次の問合せ先にご連絡ください。

横浜市:医療局健康安全課健康危機管理担当 (平日8:45~17:00)

川崎市:健康福祉局保健医療政策部療養支援担当 (平日9:00~17:00)

相模原市:コロナウイルス対策課感染症調整班 (平日9:00~17:00)

横須賀市:保健所保健予防課 (平日9:00~17:00)

藤沢市:保健所保健予防課新型コロナウイルス感染症対策担当

(平日8: $30\sim17:15$)

茅ヶ崎市:保健所保健予防課 (平日9:00~17:00)

<患者所在地が保健所設置市所管域以外の場合の例外的対応>

救急医療等への影響を回避するため、<u>医療逼迫時(病床利用率等による判断)において、</u>上記の送迎手段を取ることがどうしてもできない場合に、県が委託する民間救急等による搬送を依頼することができるものとします。なお、この対応は令和5年9月30日までとし、10月以降は公費搬送を全て終了します。

公費搬送の要件、依頼方法等は以下のとおりです。

① 公費搬送の要件

以下の要件をすべて満たす場合に依頼できます。

- ・医療逼迫時(病床利用率等による判断)であること。
- ・患者所在地が保健所設置市所管域でないこと。
- ・新型コロナ陽性確定患者であること。
- ・要介護度3~5の認定を受けていること。
- ・<u>公共交通機関、家族による送迎、医療機関による送迎、福祉タクシーの利用等、他の送</u> 迎手段を取ることがどうしてもできない場合であること。
- ・搬送の対象とする期間は、発症日(無症状の場合は検体採取日)の翌日から起算して5日間とする。
- ※新型コロナの検査はこれまでと同様にPCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査による ものとします。
- ※発熱などの症状のみで検査していない患者の搬送は受けられません。

② 公費搬送の依頼方法

- ・患者本人、家族等からの依頼は受けません。必ず、かかりつけ透析医療機関を通して依頼してください。
- ・かかりつけ透析医療機関が、別添の依頼票を、県がん・疾病対策課にメールまたはFA

Xで送付してください。

- ・依頼票は搬送希望日の前営業日までに提出してください。なお、依頼票の受付は平日9 時から17時までです。これ以外の時間に収受した依頼票は、翌営業日の受付とします。
- ・依頼票を収受したら、県から収受確認のメールかFAXを受付日中にお送りしますので、配車時間や配車場所の連絡は、かかりつけ透析医療機関から、県が委託する民間救急会社に、前日までに直接行ってください。その際、搬送する患者の名前を必ず伝えてください。

3. その他

ワクチン接種の推進、及び重症度に応じた治療(経口・経静脈抗ウイルス薬の投与や中和 抗体療法など)について引き続きご協力ください。

【参考】

重症度に応じた対応について(令和5年2月24日付通知より抜粋)

無症状:自施設で透析(診療所、病院問わず)を行う。

軽症:原則として自施設で透析(診療所、病院問わず)を行う。

例1) 短期間の発熱や風邪症状などの軽微な症状→自施設での透析

例2)合併症が多いだけの患者→自施設での透析

例3) 重症感(横になれないほどの高度咳嗽、摂食・飲水量低下など)がある場合または判定日を含めて3日以上38℃以上の発熱を認める場合→個別に検討する。

※ 要介護等の社会的要因による入院調整依頼は原則不可とします。

※ なお、透析時の隔離については、医療機関の判断で行ってください。

中等症 I (93% < Sp02 < 96%):翌日以降の入院を検討する。

中等症 II (Sp02≤93%):即日の入院を検討する。

重症:即日入院とする。

問合せ先

がん・肝炎対策グループ 透析コロナ担当 電話 (045) 210-4795 (直通)